

西東京市公園改修計画

西東京市

令和6（2024）年3月

目次

はじめに	2
①計画の背景	2
②計画の目的	2
1. 都市公園等整備状況	3
2. 計画期間	3
3. 計画対象公園	3
①種別別箇所数	3
②選定理由	3
4. 計画対象公園施設	3
①対象公園施設数	3
②これまでの維持管理状況	3
③選定理由	4
5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要	4
①一般施設、建築物等	4
②遊戯施設等	4
6. 対策の優先順位の考え方	4
7. 対策内容と優先順位の考え方	5
①日常的な維持管理に関する基本方針	5
②公園施設の長寿命化のための基本方針	6
8. 便器の洋式化	7
9. 都市公園等別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等	7
10. 対策費用	7
11. 計画全体の長寿命化対策の実施効果	7
12. 計画の見直しの考え方	7

はじめに

①計画の背景

近年、高度経済成長期以降に集中的に整備された公共施設等（公共施設・インフラ）が今後一斉に更新時期を迎えることから、維持管理・更新等に要する多大な財政負担が予想されているが、地方自治体の財政状況は依然として厳しく、大きな課題となっています。

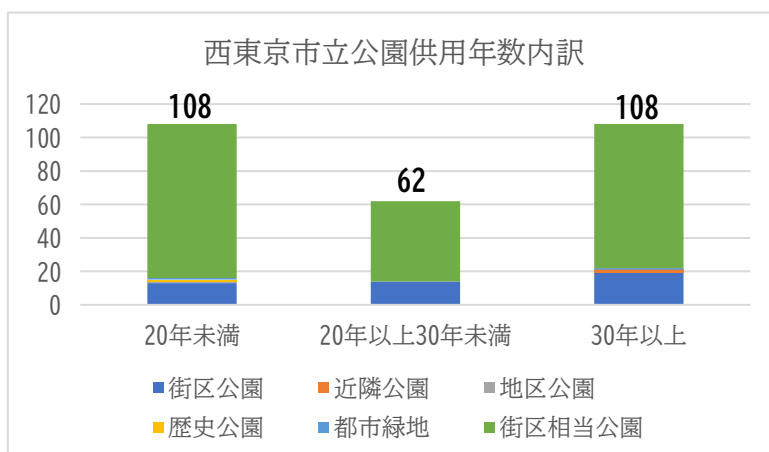
このような背景から、国はインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための計画として「インフラ長寿命化基本計画」（平成25（2013）年度）を策定し、各自治体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定を要請しました。これを受けて、本市においても「西東京市公共施設等総合管理計画」

（以下「公共施設等総合管理計画」という。）を策定し、建築物およびインフラ系公共施設の個別計画の策定を進めてきました。

また、国は平成 24（2012）年度に地方公共団体による都市公園の安全確保と計画的な維持管理の取組みを支援するため、計画策定の手順および内容を具体的に示した「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」を取りまとめました。その後、長寿命化対策の蓄積を踏まえ、平成 30（2018）年度に「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】」（以下「策定指針（案）」という。）が改定されました。

西東京市の市立公園は、約 4 割（278 公園中 108 公園）が供用開始から 30 年以上経過しています（令和 5（2023）年 4 月 1 日時点）。今後進展する施設の老朽化に対する安全対策の強化とライフサイクルコストの縮減、維持管理費等の平準化を図るため、「西東京市公園配置計画」の実行計画として、また、国の「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画として、「西東京市公園改修計画」を策定します。

本計画は、「策定指針（案）」に基づく「公園施設長寿命化計画」に相当する計画です。



②計画の目的

遊具等保守点検や簡易劣化診断等を基に、予防保全の観点による補修を行うことで、ライフサイクルコストの縮減及び維持管理費等の平準化を図るとともに、総額を算出することにより、全体像を把握する。

遊戯施設等の予防保全型管理を実施することで、持続可能な公園施設の安全を確保する。

1. 都市公園等整備状況

公園区分		公園数	公園面積	一人当たり公園面積
市立公園	都市公園	52	17.30ha	0.84 m ² /人
	都市公園以外	226	8.71ha	0.42 m ² /人
合計		278	26.01ha	1.26 m ² /人

人口：住民基本台帳 205,943 人（令和 5（2023）年 4 月 1 日現在）

公園数・公園面積：公園調書（令和 5（2023）年 4 月 1 日現在）

2. 計画期間

計画期間は、令和 6（2024）年度から令和 15（2033）年度までの 10 年間とする。

3. 計画対象公園

① 種別別箇所数

単位：公園

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	街区相当	合計
40	2	1	0	0	0	0	0	0	0	2	128	173

公園調書（令和 5（2023）年 4 月 1 日現在）

② 選定理由

本計画は、既存の点検・診断等を活用するため、西東京市立公園条例施行規則で定める西東京市立公園のうち「遊戯施設または便所がある公園」を対象とした。

4. 計画対象公園施設

① 対象公園施設数

単位：施設

園路 広場	修景 施設	休養 施設	遊戯 施設	運動 施設	教養 施設	便益 施設	管理 施設	合計
0	1	712	628	5	0	18	335	1,699

② これまでの維持管理状況

これまで全ての公園施設（一般施設、建築物、遊戯施設等）を対象に、みどり公園課（指定管理者区域においては、指定管理者）による維持管理（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っている。また、遊戯施設についてはこれらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定第 2 版）」及び社団法人 日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に基づき毎年 1 度の専門技術者（有資格者）による定期点検を実施し、建築物については概ね 5 年に 1 度管理者による簡易劣化診断を行っている。

この定期点検等により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修等を行っている。

③ 選定理由

公園における遊戯施設は、多くの子どもが利用するため、安全確保が必須の施設である。本市においては、遊戯施設のある公園について一般施設等も含めてその機能を保全するために定期点検（遊具等保守点検及び簡易劣化診断）を実施してきた。これらの点検・診断結果を有効に活用するため、本計画における対象公園施設は遊具等保守点検及び簡易劣化診断を行っている施設を対象公園施設とする。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

健全度を把握するための点検調査は、建築物については平成 30（2018）年度、遊戯施設等については令和 4（2022）年度に実施した。

① 一般施設、建築物

一般施設は、遊具等保守点検にて専門技術者（有資格者）による点検を行った。
建築物（管理棟、便所）は、簡易劣化診断にて劣化状況調査票に基づき点検を行った。

② 遊戯施設

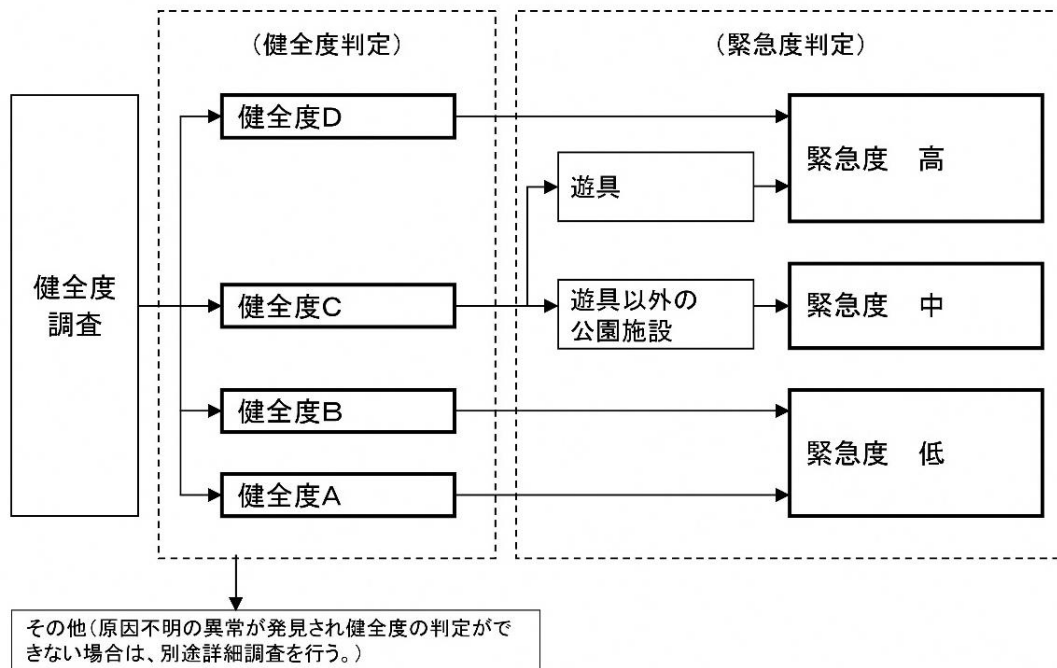
遊具等保守点検にて専門技術者（有資格者）による点検を行った。
なお、健全度 D 判定の施設については、現地調査時に使用禁止措置を実施対策済である。

単位：施設

施設分類	健全度判定			
	A	B	C	D
一般施設	225	653	173	2
建築物	3	11	4	0
遊戯施設	30	398	197	3

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び下表の「緊急度判定」に基づき設定した。なお、健全度 C の施設については、遊戯施設の緊急度を「高」と設定し、遊戯施設を優先した。



また、優先順位を決定する項目は、健全度、劣化及び施設設置年を考慮し設定した。なお、施設設置年が不明な公園施設は、公園の供用開始年を設置年とした。

単位：施設

施設分類	緊急度判定		
	高	中	低
一般施設	2	174	877
建築物	0	4	14
遊戯施設	201	0	427

7. 対策内容と実施時期

① 日常的な維持管理に関する基本方針

維持管理（清掃・保守・修繕）と日常点検は、随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

また、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改定第2版)」に基づき、専門技術者（有資格者）による毎年1回の定期点検を実施し、施設の劣化、損傷状況を把握する。

清掃等は、公園管理者によるもののほか市民協働事業として公園管理協力会員と協力しながら進める。

- ・ 日常の維持管理等により公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し、事故等を予防する。劣化や損傷を確認し、継続利用が可能なものは修繕し、継続利用が困難なものは撤去又は更新する。

② 公園施設の長寿命化のための基本方針

A. 事後保全型管理に分類した施設

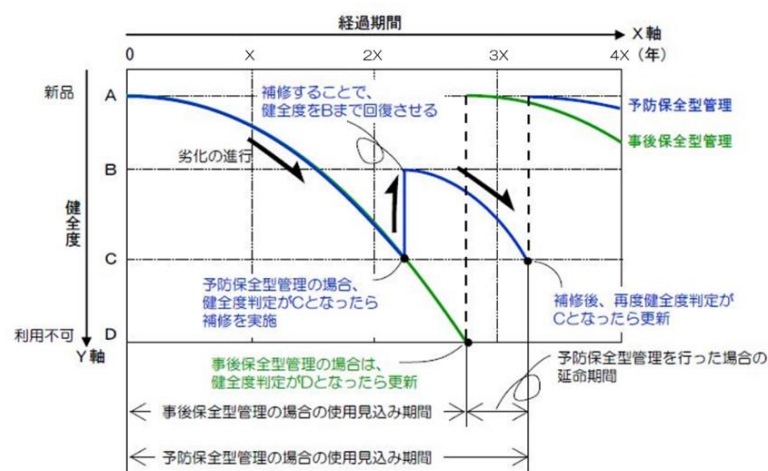
日常点検で、劣化や損傷、異常、故障を把握し、劣化や損傷個所については、適宜修繕等を行って安全性を確保する。修繕が不可能もしくは、十分な安全性が確保できないと判断した時点で使用を中止して更新する。

- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の修繕、撤去又は更新する。
- ・公園灯については、環境負荷を軽減すること及び水銀灯の生産が中止されたことを踏まえ、更新に合わせてLED化を進める。
- ・高齢者等の利用を鑑みて計画期間内で健全度がC判定となる木製ベンチ類については、は座板の交換等を行う。
- ・使用見込み期間は施設の素材や構造から、安全に利用できる期間として、「策定指針(案)」で示されている補正值を参考に設定する。

B. 予防保全型管理に分類した施設

日常的な維持管理に加え、定期的な健全度調査等を行うとともに、長寿命化を図り、計画的な補修、更新を行う。

- ・定期点検結果等から健全度を判定し、健全度がCと判定された場合には速やかに補修を行い、施設の長寿命化を図る。
- ・健全度がC判定以下のもので、補修してもB判定まで回復しないものは、市民のニーズを把握したうえで、撤去又は更新する。
- ・補修して健全度判定がBまで回復する場合は、複数回の補修を行う。
- ・定期点検等以外に日常点検により施設に劣化損傷状況を確認し、必要に応じて修繕や使用禁止措置を行う。
- ・使用見込み期間は施設の素材や構造から、安全に利用できる期間として、「策定指針(案)」で示されている補正值を参考に設定する。



維持管理の水準と更新時期(イメージ)
策定指針(案)を基に一部変更して作成。

8. 便器の洋式化

便器の洋式化については、「西東京市公共施設等トイレ整備方針」と整合性を図る。実施時期については、更新年が計画期間内にある場合は更新と同時に行う。

9. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

「日常的な維持管理に関する基本方針」や「公園施設の長寿命化のための基本方針」を基本とした年次計画に従い具体的な対策を実施する。公園施設は、屋外に設置され、かつ利用頻度も施設ごとに異なるため、健全度の低下が一律に進行していく可能性は低いと考えられる。したがって、実施にあたっては健全度調査の結果を基に検討を行う。

10. 対策費用

① 概算費用合計（10年間） 【②+③】	396,907 千円
② 予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	226,235 千円
③ 事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	170,672 千円
④ 単年度あたりの概算費用 【①/10】	39,691 千円

11. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

「日常的な維持管理に関する基本方針」や「公園施設の長寿命化のための基本方針」を基本とした年次計画に従い、公園を維持管理することにより、市全体で年平均約423千円、計画期間全体では約4,230千円のライフサイクルコストの縮減を図ることができる。

12. 計画の見直しの考え方

公園施設は、屋外に設置され、かつ利用頻度も施設ごとに異なるため、今後の健全度調査（点検・診断）の結果が、本計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、見直し等を行いながら進める。